

地域における初期日本語教育モデル事業 企画・運営業務委託要綱

1 目的

本県では2020年4月に「あいち地域日本語教育推進センター」を設置し、県内の地域日本語教育の体制整備に取り組んでいる。また、2022年3月に策定した「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」では施策の方向性として、市町村における初期日本語教育の実施促進に取り組むこととしている。

本事業は、こうした方向性に沿って、市町村が主体となった初期日本語教育の体制づくりを支援することを目的として実施するものである。

2 事業実施体制

本事業は県と開催市（知多市、豊明市）が共催で実施する。県及び開催市の本事業における役割は以下のとおりとする。

(1) 県

県は、本事業実施にあたって開催市と受託業者との調整、開催市の次年度以降の取組計画の相談等の業務を行う「あいち地域日本語教育コーディネーター」（以下、「コーディネーター」という。）を開催市に派遣する。受託者は県及び県のコーディネーターと相談の上、業務を行うこと。

(2) 開催市

開催市は本事業の広報及び会場の確保に協力する。

受託者は、開催市が次年度以降も継続して事業を実施できるよう、県、県のコーディネーター及び開催市と連携し、開催市の状況を踏まえながら業務を行うこと。

(3) 初期日本語教育事業連絡調整会議

効果的な事業実施となるよう、県が設置する初期日本語教育事業の連絡調整会議（年5回程度開催）で各地域の実施計画、進捗、実施結果を議論する。構成員は日本語教育の有識者、あいち地域日本語教育コーディネーター、市町村等で構成する。

受託者は、必要に応じて連絡調整会議に出席し、実施計画、進捗、実施結果等について説明、報告を行うこと。

3 業務内容

県と市が共催で開催する初期日本語モデル教室を、以下のとおり企画・運営すること。実施に当たっては、次年度以降も市が継続して教室を開催できるよう、並行して人材の育成を行うこと。なお、本取組の趣旨については、本県が令和7年度に作成した「指導者向け対話型初期日本語教室のための手引き」第1.2章を参照すること。

(1) 地域における初期日本語教室のモデル開催

ア 開催条件

実施地域：知多市、豊明市の各市1か所

※会場については、県のコーディネーター及び開催市と協議の上、決める。

実施期間：2026年7月6日（月）から2027年2月21日（日）まで

実施時間：1教室につき42時間以上

受講対象者：原則として、16歳以上で、日本語が全くわからないか、ほとんどわからない初期レベルの者。

※応募者多数の場合は、県のコーディネーターと相談の上、在留資格などにより初期段階の日本語学習機会が得られにくい者を選定すること。

定員：20名程度（国籍は問わない）

目標：日本語の分からない外国人が、“地域の人と関係が作れるようになること”に重点を置き、あいさつや自己紹介等ができ、日常生活の簡単な表現を理解し、話すことができるようになること（文字は、ひらがなが読める程度まで）をめざすとともに、初期日本語教室が終わってから、地域の日本語教室等で学習を継続することができること。

内容：

- ・日常生活を営む上で想定される話題を中心に、受講者が地域住民と人間関係を築くための日本語を習得できるよう、対話型による教室運営を行うこと。
- ・指導者養成講座受講者が、学習者の対話相手である「日本語パートナー」として参加できるように、参加者と調整を行うこと。
- ・地域在住の学習者の状況を踏まえ、欠席や途中参加の学習者でも参加しやすいようモジュール型のカリキュラムとすること。

イ 使用教材：

2019年度及び2021年度に県が作成した学習教材

「地域における初期日本語教育モデル事業『はじめての日本語教室』」

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/kyozai-hajimete-nihongo.html>)

ウ 指導者の配置：

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者。

※複数名でチームを組んで実施する場合は、下記(ア)～(エ)のいずれかに該当する者をチームに1名以上含むこと。

- (ア)（公財）日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- (イ) 文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者
- (ウ) 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者（関係科目45単位以上）または日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者（関係科目26単位以上）
- (エ) 登録日本語教員の資格を有する者

エ 補助者の配置：

指導者と協働し、参加者が十全に活動に参加できるよう補助する者を配置すること。

オ 外国人住民コーディネーターの配置：

- ・受講者のサポートを行うため、県のコーディネーター及び開催市と調整しながら、外国にルーツを持つ地域の定住者等を外国人住民コーディネーターとして配置すること。
- ・外国人住民コーディネーターは、受講者募集時の協力や通訳等の受講者のサポート業務を行うとともに、教室開催時以外にも受講者への助言・相談、調整業務等を行うこと。

カ 保育者の配置：

- ・教室の実施にあたり、開催市町村から受講者への託児等の希望があった場合には、受講者の円滑な参加を支援するため、保育者の配置など託児等を行える体制を整えること。
- ・前項に基づく体制整備に係る人件費については、委託金の範囲内において確保するものとする。
- ・保育者の人材の手配及び配置方法等については、県のコーディネーター及び開催市と協議・調整の上、実施すること。

キ 受講者募集：

- ・開催地の外国人住民数等を踏まえ、受講者募集案内のチラシを作成し、必要な言語に翻訳して受講者を募集すること。
- ・開催地及び県のコーディネーターと連携し、初期日本語教育の対象となる外国人住民に教室の開催情報が届くよう、効果的な方法を検討し実施すること。

ク ポートフォリオの作成：

学習者が教室での学びを振り返ったり、本事業終了後に地域の日本語教室等で学び続ける際の参考となるよう、学習記録としてポートフォリオを作成すること。

ケ 留意事項：

- ・初期日本語教室の指導者及び補助者として活動する者は、適宜県のコーディネーターに相談の機会を設け、開催地の地域や住んでいる外国人の状況、地域の日本語教室の状況を把握するための情報収集に努めること。
- ・指導者、補助者の配置にあたっては、地域における初期日本語教育を実施した経験を有する者を配置するよう努めること。
- ・指導者、補助者、外国人住民コーディネーター、保育者、受講者等の安全確保のため、傷害保険に加入すること。
- ・教室実施日当日は、指導者、補助者、外国人住民コーディネーターのほか、会場設営及び受付等に必要の人員を配置し、円滑な業務実施に努めること。
- ・各回の教室について、県が指定する書式を用いて活動報告を提出すること。
- ・受講者募集チラシには「令和8年度文部科学省補助事業活用」と明記すること。

(2) 「地域における初期日本語教育」のための指導者養成講座の実施

ア 開催条件

実施地域：知多市、豊明市の各市1か所

※会場については、県のコーディネーター及び開催市と協議の上、決める。

実施期間：2026年7月1日（水）から2027年2月21日（日）まで

実施時間：30時間程度

受講対象者：日本語学習支援者として、初期日本語教育を行う意思のある者。

定員：20名程度（国籍は問わない）

内容：

「地域における初期日本語教育」を行えるようにするため、2025年度に県が作成した「指導者向け対話型初期日本語教室のための手引き」を配布・活用し、地域社会や日本語教育に関する以下の知識や能力を習得するための講座を開催すること。

- ・日本語教室を実施する地域やその地域に住んでいる外国人住民、すでに実施されている外国人住民支援の状況に関する知識
 - ・外国人住民が地域で生活を営む住民として必要な日本語能力に関する知識
 - ・日本人住民と外国人住民が日本語でのコミュニケーションを通して交流を深め、ともに学び合う場を設定することができる能力
 - ・教室活動を通して日本語学習者の自律的な学びを促進することができる能力 等
- なお、取組の具体的な検討においては、同手引き ii) ページ【指導者養成講座等を開催する方へ】を参照すること。

イ 使用教材：

2025年度に愛知県が作成した「指導者向け対話型初期日本語教室のための手引き」を主とする。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/taiwagata-shidousyatebiki.html>)

※そのほか文化審議会国語分科会が作成した報告など、必要なものを活用すること。

ウ 講師：受託者の提案を基に選定するが、愛知県職員、開催地職員、県のコーディネーターによる以下の講座を研修内に含めること。また、謝金及び交通費を支給すること。

〔愛知県職員〕・愛知県の外国人住民の概況、日本語教育等に関する取組

〔開催地職員〕・開催地の外国人住民の概況、日本語教育等に関する取組

〔県のコーディネーター〕・対話型初期日本語教育の理念、目的、意義

・行政主体の初期日本語教室の役割

エ 受講者募集：

- ・開催地及び県のコーディネーターと連携し、効果的な方法を検討し実施すること。

オ 留意事項：

- ・実践を踏まえた講座となるよう、受講者が座学に加えて(1)「地域における初期日本語教室」に参加する実地研修を行う機会を提供すること。
- ・指導者養成講座に8割参加し、初期日本語教室に所定の回数参加したものには県から修

了証を交付する。受託者は指導者養成講座の受講者募集及び講座初回で受講者に修了要件を示し、希望者が要件を満たせるよう調整を行うこと。

- ・講座の内容は県のコーディネーターと相談のうえ、県との協議で決定すること。
- ・講座当日は、講師のほか、会場設営及び受付等に必要な人員を配置し、円滑な業務実施に努めること。
- ・受講者募集チラシには「令和8年度文部科学省補助事業活用」と明記すること。

(3) その他

- ・会場使用料が発生する場合は受託者が支払いを行うこと。
- ・謝金及び会議費については、文部科学省が示す別紙「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 参考諸謝金単価表」を参考とすること。
- ・(1)(2)の参加者にアンケートを実施すること。(2)は講座期間中に複数回実施し、受講者の講座終了後の活動意向を開催市と共有できるようにすること。アンケート項目は、県で案を作成し、開催市と調整のうえ決定する。

4 報告書の提出

(1) 提出物

- ・業務報告書

Word 及び PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体 (CD-R 等) を 1 部提出する。

(2) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

TEL : 052-954-6102 (ダイヤルイン)

(3) 提出期限

2027 年 2 月 28 日 (日)

5 留意事項

- (1) 本業務は、受託者で有している知識等に基づき業務を遂行するものとする。
- (2) 本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して実施するものであり、「愛知県地域日本語教育推進補助金」を始め、他の地方公共団体が実施する助成制度を活用して実施することはできないものとする。
- (3) 県との協議及び総括責任者の設置
 - ・採用された企画に基づき本業務を実施することとするが、受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。なお、その上で実施内容を変更することがある。
 - ・本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、本要綱に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。

- ・委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- ・何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(4) 著作権等の保護

- ・業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。
- ・成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ・著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議の上、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができる。

(5) 情報管理

- ・受託者は、業務の遂行に当たっては、県や企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ・個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(6) 一括再委託の禁止

- ・委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。

(7) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

- ・本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(8) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い等

- ・受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保有しなければならない。
- ・本事業は、文部科学省の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となること。

(9) その他

- ・愛知県のロゴマークを使用する場合は、あらかじめ本県に相談して許可を得ること。